

## みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱

平成 31 年 3 月 29 日  
環境森林部循環社会推進課

### (目的)

第1条 この要綱は、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定及び当該認定を受けたリサイクル製品の利用に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成及び振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「廃棄物等」とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) 「リサイクル製品」とは、循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品をいう。
- (4) 「認定事業者」とは、第3条の認定を受けた者をいう。

### (認定基準等)

第3条 知事は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合すると認められる製品をみやざきリサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造されていること。
- (2) 循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- (3) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令が遵守されていること。
- (4) 認定申請時において、既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (5) 安全性、品質及び循環資源の利用割合について、別表第1及び別表第2に定める基準に適合していること。

### (申請者)

第4条 本事業に申請できる事業者は、次に掲げる各号の全ての基準を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる営業所を有し、リサイクル製品の製造等を行うもの。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (4) 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入に関する指導要綱第13条第1項に基づく指導を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (5) 県税の未納がないこと。

（認定申請）

第5条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやざきリサイクル製品認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に該当する書類を添付し、別に定める募集期間内に知事に提出しなければならない。

- (1) リサイクル製品の種類及び用途
- (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合
- (3) リサイクル製品の製造（又は加工）の方法
- (4) リサイクル製品の販売実績（販売予定の場合には、その時期と販売開始から向こう1年間における販売予測）
- (5) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
- (6) リサイクル製品の公的試験機関の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類
- (7) 前条第2号及び第3号に係る誓約書（別記様式第2号）
- (8) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けている場合は、それを証する書面の写し
- (9) 県税の納税証明書（未納がない証明）

2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。

3 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、みやざきリサイクル製品認定申請取下書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（審査委員会の設置）

第6条 知事は、認定の適否等について意見を聴くため、産業廃棄物リサイクル推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定による審査委員会の構成、運営等については、別に定める。

（審査及び認定手続き）

第7条 知事は、第5条第1項の申請があったときは、認定要件への適合状況等に関し必要な審査を行わなければならない。

2 知事は、審査委員会の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。

3 知事は、審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出及び追加試験の実施を指示することができる。なお、この場合の費用は申請者の負担とする。

4 知事は、第3条の規定による認定にあたり、特に必要があるものと認められる時は、認定の条件を付することができる。

- 5 知事は、第3条の規定による認定をしたときは、申請者に対しみやざきリサイクル製品認定証（別記様式第4号）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

第8条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定事業者は、前項の有効期間が満了する場合において、その更新を希望するときは、有効期間が満了する年度の募集期間内に、第5条に規定する書類を、知事に提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の認定の更新をする場合について準用する。
- 4 同条第2項の規定による認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

（変更申請）

第9条 認定事業者は、別表第3に掲げる変更が生じたときは、速やかにみやざきリサイクル製品認定変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、第7条の規定による審査を受けなければならない。

- 2 認定事業者は、別表第4に掲げる変更が生じたときは、事由発生日から30日以内にみやざきリサイクル製品認定変更届出書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 同条第1項及び第2項の規定により認定変更を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

（認定の辞退の届出）

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みやざきリサイクル製品認定辞退届出書（別記様式第7号）を、遅滞なく知事に提出しなければならない。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 認定事業者が第7条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。
  - (3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。
- 2 前項の規定のほか、認定事業者は、特別の事情がある場合は、別記様式第7号により、認定の辞退を届け出ることができる。

（認定の取り消し）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が認定要件に適合していないとき。
- (2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が第4条各号に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 認定事業者が正当な理由がなく第7条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。
- (5) 認定事業者が第9条第1項及び前条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 認定事業者が第15条第1項の規定による報告をしなかったとき。
- (7) その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき。

- (8) 前条の規定により、認定の辞退の届出があったとき。
- 2 知事は、前項の認定の取消しを行うときは、必要に応じて審査会の意見を聴くものとする。
  - 3 知事は、第1項の認定の取消しを行ったときは、認定事業者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。
  - 4 認定事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。
  - 5 第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消しの日から起算して5年を経過した後でなければ、第5条第1項の申請を行うことができない。
  - 6 第1項の規定による認定の取消による損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

(表示)

- 第12条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのいずれかを付することができる。
- 2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を付してはならない。

(県の責務)

- 第13条 県は、認定製品の積極的な使用に努めるものとする。
- 2 県は、関係機関等に対し、認定製品の優先的な使用に協力を求めるものとする。
  - 3 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

- 第14条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認するとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。
- 2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等の中で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
  - 3 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をみやざきリサイクル製品販売実績報告書（別記様式第8号）により、知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第15条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は認定事業者等の同意を得た上で、その職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に関し、設

備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。  
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提供しなければならない。

(事務局)

第 16 条 本制度の事務局は、宮崎県環境森林部循環社会推進課とする。

(受付等業務の委託)

第 17 条 知事は、認定の申請の受付、審査、審査委員会の運営等の事務を行う機関を指定し、受付等業務を委託することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

認定基準

区分		認定基準等
1 安全性	(1)特別管理 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律廃棄物第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと。
	(2)有害物質	ア 環境基本法（平成5年法律第91条）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）を満たしていること。
		イ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項（溶出量）及び第2項（含有量）の規定による基準を満たしていること。
(3)ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が次の基準を満たしていること。（媒体は「土壌」を適用） 《基準値》250pg-TEQ/g未満	
2 品質	ア 宮崎県グリーン購入基本方針に品質等に関する判定基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。 （ア）日本産業規格（JIS規格） （イ）日本農林規格（JAS規格） （ウ）エコマーク認定基準 （エ）その他公的機関等が定める基準 （オ）宮崎県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等 （カ）知事が適当と認めるもの	
3 循環資源の利用割合	ア 品目ごとに別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。 イ 宮崎県グリーン購入基本方針（平成14年5月21日制定）に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 ウ その他知事が認める廃棄物利用割合	

（備考）品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、原則として公的機関等が定める類似の製品の基準によるものとする。

別表第2（第3条関係）

品目別運用基準

表1 再生加熱アスファルト混合物

項目	運用基準等
品質規格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 アスファルトコンクリート再生骨材を使用する場合は「宮崎県土木工事共通仕様書」第2編第2章第3節に示されている「2-3-4 アスファルト用再生骨材」の基準に適合すること。</li> <li>2 アスファルトコンクリート再生骨材以外の骨材を使用する場合は、「2-3-3 アスファルト舗装用骨材」の基準に適合すること。</li> <li>3 下水汚泥溶融スラグ、一般廃棄物溶融スラグを用いる場合は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合すること。</li> </ol>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。</li> <li>2 下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを循環資源として使用する場合は、製品または原料（循環資源）が溶出量基準Ⅱ群（表18）及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く。）（表18）に適合すること。</li> <li>3 アスファルトコンクリート塊のみを循環資源として用いる場合、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ol>

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

【参考】(宮崎県土木工事共通仕様書より)

- ・アスファルト舗装用骨材(別表1-1~5)
- ・アスファルト用再生骨材(別表1-6)

別表1-1 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm) 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率(%)													
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 $\mu$ m	75 $\mu$ m
単 粒 土 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~ 100	0~ 15										
	S-60(2号)	60~40		100	85~ 100	— 0~									
	S-40(3号)	40~30				100	85~ 100	0~ 15							
	S-30(4号)	30~20					100	85~ 100	— 0~						
	S-20(5号)	20~13							100	85~ 100	0~ 15				
	S-13(6号)	13~5								100	85~ 100	0~ 15			
	S-5(7号)	5~2.5								100	85~ 100	0~ 25	0~ 5		
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95~ 100	— —	60~ 90	— —	30~ 65	20~ 50	— —	10~ 30	2~ 10
	M-30	30~0					100	95~ 100	60~ 90	— —	30~ 65	20~ 50	— —	10~ 30	2~ 10
	M-25	25~0						100	95~ 100	— —	55~ 85	30~ 65	20~ 50	— —	10~ 30
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0				100	95~ 100	— —	50~ 80	— —	15~ 40	5~ 25			
	C-30	30~0					100	95~ 100	55~ 85	— —	15~ 45	5~ 30			
	C-20	20~0							100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35		

- [注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。
- [注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

別表1-2 再生砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
通過質量百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	—	95~100	
	26.5mm	—	—	100
	19mm	50~80	55~85	95~100
	13.2mm	—	—	60~90
	4.75mm	15~40	15~45	20~50
	2.36mm	5~25	5~30	10~35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表1-3 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)
通過質量百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	—	95~100	100
	26.5mm	—	—	95~100
	19mm	60~90	60~90	—
	13.2mm	—	—	55~85
	4.75mm	30~65	30~65	30~65
	2.36mm	20~50	20~50	20~50
	425 $\mu$ m	10~30	10~30	10~30
	75 $\mu$ m	2~10	2~10	2~10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表1-4 砕石の材質(安定性試験の限度)

用途	表層・基層	上層路盤
損失量 %	12以下	20以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 [第2分冊]」の「A004硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

別表1-5 砕石の品質

項目 \ 用途	表層・基層	上層路盤
表乾比重	2.45以上	—
吸水率 %	3.0以下	—
すり減り減量 %	30以下 <sup>(注)</sup>	50以下

[注1] 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2～4.75mmのものについて実施する。

[注2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

別表1-6 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

名称 \ 項目	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルト針入度 (25°C) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75 $\mu$ mを通過する量 (%)
規格値	3.8以上	20以上	5以下

[注1] 各項目は13～0mmの粒度区分のものに適用する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75 $\mu$ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。

[注3] 骨材の微粒分量試験はJISA1103(骨材の微粒分量試験方法)により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75 $\mu$ mふるいとどまるものと、水洗い後の75 $\mu$ mふるいとどまるものを乾燥もしくは60°C以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである。(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 $\mu$ mふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)

表2 再生プレキャストコンクリート製品

項目	運用基準等
<p><b>品質規格</b></p>	<p>この基準で対象とするプレキャストコンクリート製品の種類は、JIS規格の区分に基づき表2-1のとおり区分する。</p> <p>以下の全ての項目に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本（共通）規格 基本（共通）規格は以下によること。 JIS A 5361 プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則 JIS A 5362 プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法 JIS A 5363 プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則 JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則 JIS A 5365 プレキャストコンクリート製品－検査方法通則</li> <li>2 製品規格 製品の構造別製品規格は、以下によること。 JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</li> <li>3 熔融スラグ及び鉄鋼スラグを用いる場合は、JIS A 5031（コンクリート用熔融スラグ骨材）及びJIS A 5011の基準に適合すること。</li> <li>4 フライアッシュを用いる場合、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の基準に適合すること。</li> </ol>
<p><b>環境安全性</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。</li> <li>2 下水汚泥熔融スラグまたは一般廃棄物熔融スラグを循環資源として使用する場合は、製品または原料（循環資源）が溶出量基準Ⅱ群（表18）及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く）（表18）の基準に適合すること。</li> <li>3 コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊のみを循環資源として用いる場合、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ol>

- ※ 宮崎県県土整備部発注公共工事では、宮崎県土木工事共通仕様書第2編第2章第7節に示されている「2-7-2 セメントコンクリート製品」の基準に適合すること。
- ※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

## 別表2-1 プレキャストコンクリート製品の区分

### 1 JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

大分類		小分類
①	暗きょ類	無筋コンクリート管、その他
②	舗装・境界ブロック類	境界ブロック、その他
③	路面排水溝類	L型側溝、皿型側溝、その他
④	ブロック式擁壁類	積みブロック、大型積みブロック、その他
	(その他の製品)	
⑤	用排水路類	
⑥	のり面被覆ブロック類	
⑦	緑化ブロック類	

### 2 JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

大分類		小分類
①	くい類	鉄筋コンクリートくい(RCくい)、鋼管複合くい、(SCくい)、その他
②	擁壁類	L型擁壁、逆T型擁壁、控え壁式擁壁、PC壁体、矢板、組立土留め、井げた組擁壁、補強土壁、大型積みブロック、その他
③	暗きょ類	鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管、組合せ暗きょブロック、鉄筋コンクリートボックスカルバート、アーチカルバート、推進管、シールド用セグメント、組立式アーチカルバート、その他
④	マンホール類	マンホール側塊、組立マンホール、その他
⑤	路面排水溝類	U型側溝、上ぶた式・落ちぶた式U型側溝、L型側溝、皿型側溝、排水性舗装用側溝、縦断管、縦断こう(勾)配可変側溝、浸透・透水性側溝、その他
⑥	用排水路類	フリーユーム、ベンチフリーユーム、組立土留め、L型水路、組立さく(柵)きょ、矢板、その他
⑦	共同溝類	共同溝、電線共同溝、洞道、ケーブルトラフ、その他
	(その他の製品)	
⑧	橋りょう類	
⑨	貯水施設類	
⑩	防災施設類	
⑪	緑化ブロック類	

(注) JIS A 5371で、舗装・境界ブロック類のうち、「平板」及び「インターロッキングブロック」は、「別表4(舗装用ブロック)」の基準により評価する。

表3 循環資源を原料にした路盤材

項目	運用基準等
品質規格	<p>以下の全ての基準に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粒度 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャーラン」のそれぞれについて、表3-1の基準に適合すること。</li> <li>2 PI、修正 CBR 等 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャーラン」のそれぞれについて、表3-2の基準に適合すること。</li> <li>3 下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用する場合は、JIS A 5032(「4.4.1 粒度」を除く。)に適合すること。</li> <li>4 鉄鋼スラグを使用する場合は、JIS A 5015(「4.2(3)粒度」)、「4.3(3)粒度」及び「4.4(3)粒度」を除く。)に適合すること。</li> </ol>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料(循環資源)が溶出量基準Ⅰ群(表18)の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群(表18)の基準に適合すること。</li> <li>2 下水汚泥溶融スラグまたは一般廃棄物溶融スラグを循環資源として使用する場合は製品または原料(循環資源)が溶出量基準Ⅱ群(表18)及び含有量基準群(シアンに係る基準を除く)(表18)の基準に適合していること。</li> <li>3 建設汚泥を循環資源として使用する場合は、溶出量基準Ⅱ群及び含有量基準群の基準に適合すること。</li> <li>4 コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ol>

※ 宮崎県県土整備部発注公共工事では、宮崎県土木工事共通仕様書第2編第2章第3節に示されている「2-3-1 一般事項」の基準に適合すること。

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

別表3-1 再生路盤材の粒度

種類	呼び名	粒度範囲	ふるいを通るものの質量百分率 %									
			JIS Z 8801-1 に規定する金属網ふるいの公称目開き									
			53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
再生粒度調整碎石	RM40	40~0	100	95~100			60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	RM30	30~0		100	95~100		60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	RM25	25~0			100	95~100		55~85	30~65	20~50	10~30	2~10
再生クラッシュチャーラン	RC40	40~0	100	95~100			50~80		15~40	5~25		
	RC30	30~0		100	95~100		55~85		15~45	5~30		
	RC20	20~0				100	95~100	60~90	20~50	10~35		

別表3-2 再生路盤材のPI、修正CBR、すり減り減量

種類	試験項目	試験方法	規格値
再生粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 ((社)日本道路協会) 1-3-5(1988) 1-3-6(1988)	4以下
	修正CBR	舗装試験法便覧 2-3-1(1988)	80以上
	すり減り減量	JIS A 1121	50%以下
再生クラッシュチャーラン	PI	舗装試験法便覧 1-3-5(1988) 1-3-6(1988)	6以下
	修正CBR	舗装試験法便覧 2-3-1(1988)	30以上
	すり減り減量	JIS A 1121	50%以下

表4 舗装用ブロック

項目	運用基準等
品質規格	<p>以下のいずれかの基準に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の舗装・境界ブロックの平板ブロック（推奨仕様 2-1）、インターロッキングブロック（推奨仕様 2-3）に適合すること。</li> <li>2 JASS 7 M-101（インターロッキングブロック）の基準に適合すること。</li> <li>3 「『インターロッキングブロック舗装設計施工要領』（社）インターロッキングブロック舗装技術協会」の「第4章 材料」の中の「4.3 インターロッキングブロック」に関する品質規格に適合すること。</li> </ol>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。</li> <li>2 下水汚泥溶融スラグまたは一般廃棄物溶融スラグを循環資源として使用する場合は製品または原料（循環資源）が溶出量基準Ⅱ群（表18）及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く）（表18）の基準に適合すること。</li> <li>3 コンクリート塊のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ol>

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表5 その他の土木建築資材

項目	運用基準等
品質規格	<p>次のいずれかの基準に適合又は準拠していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日本産業規格（J I S）</li> <li>2) 宮崎県土木工事共通仕様書</li> <li>3) 建築工事標準仕様書</li> <li>4) その他公的な機関が定める品質等基準。</li> </ol>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。</li> <li>2 下水汚泥溶融スラグまたは一般廃棄物溶融スラグを循環資源として使用する場合は製品または原料（循環資源）が溶出量基準Ⅱ群（表18）及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く）（表18）の基準に適合していること。</li> <li>3 コンクリート塊のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ol>

※ 宮崎県県土整備部発注公共工事では、宮崎県土木工事共通仕様書又は建築工事標準仕様書の基準に適合すること。

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表6 堆肥、米ぬか等を原料にした特殊肥料

項目	運用基準等
品質規格	1 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の規定による届出をしていること。 2 主要成分の含有量については、年に1回以上、公的機関で検査を行うこと。 3 工程管理のシステムを構築しておくこと（文書の保存、試験結果の定期的記録等）。
環境安全性	未利用木材、剪定木、樹皮、刈草、家畜ふん、家禽ふんのみを使用する場合を除き、製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。 ただし、その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合すること。

※ 宮崎県県土整備部発注公共工事では、植栽工事共通仕様書第1章第2節第5条に示されている「（5）肥料、土壌改良剤農薬」の基準に適合すること。

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

【参考】農林水産大臣の指定（昭和25年6月20日農林水産省告示第177号）

<p>○ 肥料の品質の確保等に関する法律第2条第2項の特殊肥料</p> <p>イ) 下記に掲げる肥料で粉末にしないもの            魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石</p> <p>ロ) 米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラックかす、にかわかす、魚鱗、家きん加工くず肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、たい肥（わら、もみガラ、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう</p>
---

表7 木(竹)炭、おが(竹)粉等を原料にした土壌改良材

項目	運用基準等
品質規格	1 原材料、有機物の含有量、用途等の表示を行うこと。 2 工程管理のシステムを構築しておくこと(文書の保存、試験結果の定期的記録等)。
環境安全性	1 製品又は原料(循環資源)が溶出量基準Ⅰ群(表18)の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群(表18)の基準に適合すること。 2 間伐材、未利用木(竹)材のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、その他溶出するおそれのある物質がある場合には、その物質の基準に適合すること。

- ※ 宮崎県県土整備部発注公共工事では、植栽工事共通仕様書第1章第2節第5条に示されている「(5)肥料、土壌改良剤農薬」の基準に適合すること。
- ※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

【参考】肥料と土壌改良材との関係

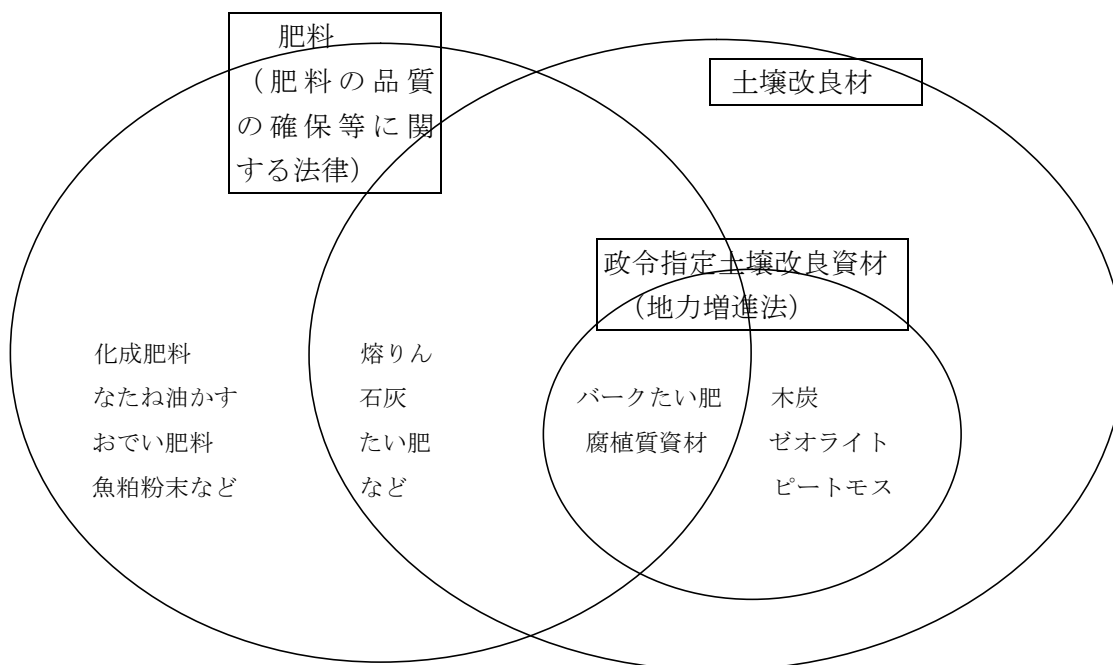


表 8 動植物性残渣、下水汚泥等を原料にした普通肥料

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 肥料の品質の確保等に関する法律第 7 条の登録を受けていること。 2 工程管理のシステムを構築しておくこと（文書の保存、試験結果の定期的記録等）。
環境安全性	「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」に規定する「含有を許される有害成分の最大量（％）」の基準に適合すること。

※ 含有を許される有害成分の最大量

項 目	基 準（％）
ひ 素	0.005
カドミウム	0.0005
水 銀	0.0002
ニッケル	0.03
クロム	0.05
鉛	0.01

表9 木材チップ、おが（竹）粉を原料にした敷料

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原料（循環資源）として有害物質及び異質物の混入がないこと。</li> <li>2 有害物質については、年に1回以上、自社又は公的機関で検査を行うこと。</li> <li>3 異質物の除去のための設備を完備していること（磁選機、比重差選別機、風力選別機等）。</li> <li>4 工程管理のシステムを構築しておくこと（文書の保存、試験結果の定期的記録等）。</li> </ol>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表18）の基準に適合すること。</li> <li>2 間伐材、未利用木材のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、その他溶出するおそれのある物質がある場合には、その物質基準に適合すること。</li> </ol>

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表 10 食品廃棄物又は未利用竹等を原料にした飼料

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 飼料の安全の確保及び品質の改善に関する法律第 5 0 条の届出をしていること。 2 工程管理のシステムを構築しておくこと（文書の保存、試験結果の定期的記録等）。
環境安全性	飼料の安全の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定に適合すること。

※ 飼料の安全の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定とは「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」をいう。

表 11 未利用木（竹）材、廃木材等を原料にした木（竹）製品

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかの基準に適合又は準拠していること。</li> <li>1) 日本産業規格（J I S）</li> <li>2) 建築工事標準仕様書</li> <li>3) 宮崎県土木工事共通仕様書</li> <li>4) その他公的な機関が定める品質等基準</li> </ul>
環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 製品又は原料（循環資源）が溶出量基準Ⅰ群（表 18）の物質のうち、溶出量基準Ⅱ群（表 18）の基準に適合すること。</li> <li>2 間伐材、未利用木（竹）材のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、その他溶出するおそれのある物質がある場合には、その物質の基準に適合すること。</li> </ul>

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、利用有姿、テストピースまたは粉砕によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表 12 未利用木（竹）材、廃木材等を原料にした木質チップ及び木質燃料（ブリケット）

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 製品にきょう雑物が含まれていないこと。 2 サイズは 50 mm以下とすること。 3 含水率は 25%以下とすること。 4 サーマル（燃料）として 発熱量 12.5MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 灰分 2.0%以下 塩素分 0.1%以下 とすること。 ※木質燃料については上記規格は適用しない。
環境安全性	1 製品又は原料（循環資源）が表 18 の含有量基準に適合すること。 2 間伐材、未利用木（竹）材のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

※ 全国木材資源リサイクル協会連合会策定のサーマル（燃料）系品質規格を参考にした。

項 目	基 準 値
サイズ	50 mm以下
全水分	25 %以下
発熱量	3000 kcal/kg 以上
灰分	2.0 %以下
塩素分	0.1 %以下

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表 13 未利用木材、廃木材等を原料にした木質ペレット

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 直径の呼び寸法は直径が、6 mm 以上 7 mm 未満 (A)、7 mm 以上 8 mm 未満 (B)、8 mm 以上 (C) とする。 2 長さ 30mm 以下のものが質量で 95% 以上あり、かつ 40mm 以上がないこと 3 かさ密度、含水率、微粉率、機械的耐久性、発熱量、灰分については、表 13-1 の品質基準に適合すること。なお、樹皮ペレットの場合の灰分は、8 % 以下とすること。 4 硫黄分、窒素分、全塩素分、砒素、全クロム、銅の含有量については、表 13-1 の品質基準に適合すること。
環境安全性	1 製品又は原料（循環資源）が表 18 の含有量基準に適合すること。 2 間伐材、未利用木材のみを循環資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ただし、これら以外の物質の含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

※ （一社）日本木質ペレット協会の木質ペレット品質基準と（公財）日本住宅・木材技術センターの木質ペレット品質規格原案を参考にした。

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表 13-1 一般社団法人日本木質ペレット協会品質基準

項目		単位	A	B	C
原料 <sup>(1)</sup>			樹幹木部、全木（根・枝葉・末木を除く）。化学処理されていない木材加工工場からの副産物または残材、樹皮		
直径D		mm	6±1 または 8±1		
長さ <sup>(2)</sup> L		mm	3. 15 < L ≤ 40mm		
かさ密度 BD		kg/m <sup>3</sup>	650 ≤ BD ≤ 750		
水分（湿量基準含水率）M		% <sup>(3)</sup>	M ≤ 10		
微粉 F		% <sup>(3)</sup>	F ≤ 1.0		
機械的耐久性 DU		% <sup>(3)</sup>	DU ≥ 97.5		DU ≥ 96.5
発熱量 Q	高位発熱量	MJ/kg <sup>(3)</sup>	≥ 18.0 (4, 280kcal/kg)		≥ 17.5 (4, 170kcal/kg)
	低位発熱量	MJ/kg <sup>(3)</sup>	≥ 16.5 (3, 940kcal/kg)		≥ 16.0 (3, 820kcal/kg)
添加物 <sup>(5)</sup> （バインダーなど）		% <sup>(3)</sup>	≤ 2 <sup>(6)</sup>		
灰分 AC		% <sup>(4)</sup>	AC ≤ 0.5	0.5 < AC ≤ 1.0	1.0 < AC ≤ 2.0
硫黄 S		% <sup>(4)</sup>	S ≤ 0.03		S ≤ 0.04
窒素 N		% <sup>(4)</sup>	N ≤ 0.5		N ≤ 1.0
塩素 Cl		% <sup>(4)</sup>	Cl ≤ 0.02		Cl ≤ 0.03
重 金 属	ヒ素 As	mg/kg <sup>(4)</sup>	As ≤ 1		
	カドミウム Cd	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cd ≤ 0.5		
	全クロム Cr	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cr ≤ 10		
	銅 Cu	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cu ≤ 10		
	水銀 Hg	mg/kg <sup>(4)</sup>	Hg ≤ 0.1		
	ニッケル Ni	mg/kg <sup>(4)</sup>	Ni ≤ 10		
	鉛 Pb	mg/kg <sup>(4)</sup>	Pb ≤ 10		
	亜鉛 Zn	mg/kg <sup>(4)</sup>	Zn ≤ 100		

[注]

- (1) 海中貯木木材、街路樹、剪定枝、防腐・防蟻処理剤、塗装・被覆製品、建築廃材などを含めた薬剤などで汚染された木材および履歴の不明確なものを除く
- (2) 40mmより長いものは全質量の1%以下、最長は45mm
- (3) 到着ベース
- (4) 無水ベース
- (5) 澱粉、コーンスターチ、ポテトスターチなど植物由来のものに限る
- (6) 添加物はペレット原料に対する添加物の質量割合

表 14 R P F (固形燃料)

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	<p>1 RPF の主原料は、廃棄物由来の紙、プラスチックなどとする。 RPF の品質基準に適合する範囲内で、木くず、繊維くず及びゴムくずを主原料に混合することができることとする。</p> <p>製品について</p> <p>2 品種及び等級については、表 14-1 に示すとおりとする。</p> <p>3 品質としては、表 14-2 の基準に適合すること。</p>
環境安全性	<p>製品又は原料（循環資源）が表 18 の含有量基準に適合すること。</p> <p>ただし、これら以外の物質の含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。</p>

※ 溶出量試験に供する検液の作成は、粉碎によるものとし、検査機関は検査成績書に検液の作成方法を明記すること。

表 14-1 R P F の品種及び等級

品種 <sup>a)</sup>	RPF-coke <sup>c)</sup>	RPF <sup>d)</sup>		
等級 <sup>b)</sup>	—	A	B	C
<p>注</p> <p>a) 品種は、高位発熱量によって区分する。</p> <p>b) 等級は、全塩素分の質量分率(%)によって区分する。</p> <p>c) コークス並みの高位発熱量を持つ RPF</p> <p>d) 石炭並みの高位発熱量を持つ RPF</p>				

表 14-2 R P F の品質基準

品 種		RPF-coke	RPF		
等 級		—	A	B	C
品 質 項 目	高位発熱量 (MJ/kg)	33 以上	25 以上	25 以上	25 以上
	水分 質量分率 (%)	3 以下	5 以下	5 以下	5 以下
	灰分 質量分率 (%)	5 以下	10 以下	10 以下	10 以下
	全塩素分 質量分率 (%)	0.6 以下	0.3 以下	0.3 を超え 0.6 以下	0.6 を超え 2.0 以下

表 15 生活関連用品

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」に定める判断基準または「エコマーク認定基準」に定める認定基準を満たしていること。 2 使用済み PET ボトルを原料にした製品にあつては、PET トレイ協議会が定める自主規制基準「ポリエチレンテレフタレート製無延伸シート・フィルム及びその製品の食品衛生安全性に関する自主規制基準」を満たしていること。
環境安全性	表 18 に掲げる物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

※ 生活関連用品とは、県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」または「エコマーク認定基準」に定める下記の製品をいう。

- 1 紙類
- 2 文具類
- 3 オフィス家具等
- 4 照明
- 5 制服・作業服等
- 6 インテリア・寝装寝具
- 7 作業手袋
- 8 その他繊維製品
- 9 災害備蓄用品
- 10 ごみ袋
- 11 日用品
- 12 玩具

表 16 生活関連用品以外のプラスチック製品

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」に定める判断基準を満たしていること。 2 使用済み PET ボトルを原料にした製品にあつては、PET トレイ協議会が定める自主規制基準「ポリエチレンテレフタレート製無延伸シート・フィルム及びその製品の食品衛生安全性に関する自主規制基準」を満たしていること。
環境安全性	表 18 に掲げる物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

表 17 その他リサイクル製品

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」に定める判断基準を満たしていること。
環境安全性	表 18 に掲げる物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

表 18 環境安全性に係る基準について

項目	溶出量基準（Ⅰ）群	含有量基準
カドミウム ※	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
全シアン ※	検出されないこと。	50 mg/kg 以下
有機リン(土壌、産廃のみ)	検出されないこと。	—
鉛 ※	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
六価クロム ※	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
ヒ素 ※	0.01 mg/L 以下 15 mg/土壌 1 kg 未満 (農用地(田に限る))	150 mg/kg 以下
総水銀 ※	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
アルキル水銀	検出されないこと	—
P C B	検出されないこと	—
銅 (農用地(田に限る))	125 mg/土壌 1 kg 未満	—
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	—
チウラム	0.006 mg/L 以下	—
シマジン	0.003 mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	—
セレン ※	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
ふっ素 ※	0.8 mg/L 以下	4000 mg/kg 以下
ほう素 ※	1 mg/L 以下	4000 mg/kg 以下

※ 溶出量基準（Ⅱ）群にも属す。

◎ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)及び環境庁告示第46号(平成3年)を参考にした。

別表第3（第9条第1項関係）

変更申請事項

項目	変更の内容（申請事項）
1 規格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき（ただし、試験等を必要としない軽微な変更の場合は届出とする）。
2 製造事業場	みやざきリサイクル製品の製造事業場を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原料	みやざきリサイクル製品の原料を追加しようとするとき。

（備考）認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めないものとする。

別表第4（第9条第2項関係）

変更届出事項

項目	変更の内容（届出事項）
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製品名	みやざきリサイクル製品の製品名を変更するとき。
3 規格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し（試験等を必要としない軽微な変更に限る。）又は廃止するとき。
4 製造事業場	(1)みやざきリサイクル製品の製造事業場の名称を変更するとき。 (2)住居表示の変更等により、みやざきリサイクル製品の製造事業場の所在地の表示が変更されるとき。
5 原料	みやざきリサイクル製品の一部の原料の利用を取り止めるとき。
6 利用割合	みやざきリサイクル製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。

（備考）認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めないものとする。

別記

様式第1号(第5条、第8条関係)

みやざきリサイクル製品認定申請書 (新規)  
(更新)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号

担当者名

みやざきリサイクル製品の認定を受けたいので、みやざきリサイクル製品認定制度実施  
要綱 第5条第1項 第8条第2項 の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名		
2	製 品 名		
3	製 品 の 価 格	(消費税及び地方消費税の額を除く。)	
4	年間生産(販売)予定量		
5	製造する 事業所	所 在 地	
		名 称	
6	販 売 場 所		
7	製品の寸法・重量等		
8	製品の原 材料となる 循環資源等 の状況	循環資源の名称	
		発 生 場 所	
		利 用 割 合	
		その他参考事項	

9 製品の主な仕様		
10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号)		
11 適用した規格等への適合状況	適用した規格	適用した規格の名称・番号
	<input type="checkbox"/> J I S規格	
	<input type="checkbox"/> J A S規格	
	<input type="checkbox"/> エコマーク認定基準	
	<input type="checkbox"/> 県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等	
<input type="checkbox"/> その他		
12 製品の特質(品質、安全性等)		
13 製品の特徴・利点(施工性、経済性等)		
14 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果		
15 その他参考事項		

- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
- 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
- 3 循環資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。
- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「14 製造にあたっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、循環資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 申請時点において製品を販売していない場合には、「15 その他参考事項」の欄に販売予定年月日を記載してください。
- 7 次の書類等を添付してください。
- (1) リサイクル製品の種類及び用途を示す書類
  - (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合を示す書類

- (3) リサイクル製品の製造(又は加工)の方法を示す書類
  - (4) リサイクル製品の販売実績を示す書類(販売予定の場合には、その時期と販売開始から向こう1年間における販売計画書)
  - (5) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
  - (6) リサイクル製品の公的試験機関の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類
  - (7) みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第4条第2号及び第3号に係る誓約書
  - (8) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けている場合は、それを証する書面の写し
  - (9) 県税の納税証明書(未納がない証明)
- 8 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

## 誓約書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

生年月日 年 月 日

「みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱」第4条第2号及び第3号の基準を満たしていることを誓約します。

代表者及び役員 氏 名 (フリガナ)	役 職	生 年 月 日

### 備考

- 1 リサイクル製品を製造する事業場を主として管理する者を含みます。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

様式第3号（第5条関係）

### みやざきリサイクル製品認定申請取下書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 製 品 名	
取 下 の 理 由	

備 考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください

認定番号 第 号	
みやざきリサイクル製品認定証	
住所	
氏名	
<p>みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第7条第5項の規定により、認定を受けた製品であることを証する。</p>	
宮崎県知事 印	
認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
認 定 製 品 名	
製 造 事 業 場 の 名 称	
製 造 事 業 場 の 所 在 地	

### みやざきリサイクル製品認定変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 番 号		
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

みやざきリサイクル製品認定変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 番 号		
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

みやざきリサイクル製品認定辞退届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務局の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
認 定 辞 退 の 区 分	<input type="checkbox"/> 認定要件の不適合 <input type="checkbox"/> 認定条件を履行不可 <input type="checkbox"/> 認定製品の製造廃止 <input type="checkbox"/> その他特別の事情
製 造 廃 止 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 「認定辞退に区分」欄には、該当する区分の□に「レ」を記してください。
- 3 「辞退の理由」欄には、「認定辞退の区分」欄の該当項目にかかわらず、理由を記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

### みやざきリサイクル製品販売実績報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号  
担当者名

みやざきリサイクル製造認定制度実施要綱第 14 条第 3 項の規定により、 年  
月 日から 年 月 日までの販売実績を下記のとおり報告します。

1 製品名			
2 認定番号			
3 販売実績等		販売数量	販売額
	全体		
	国発注分		
	県発注分		
	市町村発注分		
	製造数量		
在庫数量			

#### 備考

- 1 複数の認定製品がある場合は別葉で報告してください。数量単位を記入してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。